

## 消費者被害注意報 No. 42

### 相談事例

### ハガキによる架空請求が再び増加中。絶対に連絡しないで！！

ある日、「内容確認通知」と記載したハガキが自宅に届いた。

ハガキには、「貴方が以前契約した訪問販売会社に対して、未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告します。」と記載されている。

このまま放置すると、「給料」や「財産」の差し押さえをするとも記載されているが、どうしたらよいか？

以前、訪問販売で寝具を購入したことはあるが、未払い金はない。



### 《対処方法》

ハガキには、「契約会社名」、「契約年月日」、「商品名」、「未納金額」等の具体的な契約内容の記載が無く、過去のなんらかの名簿等を利用してハガキを送付する**架空請求**と考えられます。

身に覚えがない場合は、業者に連絡しないで**無視するように**助言しました。



### 見守りのポイント

ハガキによる架空請求は、過去にも多くみられた事例です。今年に入って再び増えています。**6月～7月にかけて、同様の相談が消費生活センターへ50件以上寄せられています。**

架空請求のほとんどは、なんらかの事由で名簿が流失し、そのリスト等を悪用して通知していると思われます。相手方は、「裁判」、「給料、財産」の差し押さえ等を記載することにより不安を煽ってきますが、実際の裁判所からの通知は「特別送達」と赤字で書かれた封書で郵送され、受け取った証拠として、押印が必要となっています。

身に覚えのない請求は、支払う必要はありませんので、相手と**絶対に連絡を取らず、無視するように、日頃からご家族で話し合っておきましょう。**

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

## 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111